

平成25年玉村町議会第1回定例会会議録第4号

平成25年3月19日（火曜日）

議事日程 第4号

平成25年3月19日（火曜日）午後2時開議

- 日程第 1 議案第 3号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 2 議案第 4号 玉村町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5号 玉村町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 4 議案第 6号 玉村町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 7号 玉村町道路構造条例の制定について
- 日程第 6 議案第 8号 玉村町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 9号 玉村町道路標識条例の制定について
- 日程第 8 議案第10号 玉村町町営住宅等整備基準条例の制定について
- 日程第 9 議案第33号 平成25年度玉村町一般会計予算
- 日程第10 議案第34号 平成25年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第11 議案第35号 平成25年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第12 議案第36号 平成25年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第13 議案第37号 平成25年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第14 議案第38号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計予算
- 日程第15 議案第39号 平成25年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第16 請願の審査報告
- 日程第17 陳情の審査報告
- 日程第18 開会中における所管事務調査報告
- 日程第19 閉会中における所管事務調査の申し出
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 3号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基

準を定める条例の制定について

- 日程第 2 議案第 4 号 玉村町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 3 議案第 5 号 玉村町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について
- 日程第 4 議案第 6 号 玉村町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 5 議案第 7 号 玉村町道路構造条例の制定について
- 日程第 6 議案第 8 号 玉村町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 7 議案第 9 号 玉村町道路標識条例の制定について
- 日程第 8 議案第 10 号 玉村町町営住宅等整備基準条例の制定について
- 日程第 9 議案第 33 号 平成 25 年度玉村町一般会計予算
- 日程第 10 議案第 34 号 平成 25 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 11 議案第 35 号 平成 25 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 12 議案第 36 号 平成 25 年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 13 議案第 37 号 平成 25 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 14 議案第 38 号 平成 25 年度玉村町下水道事業特別会計予算
- 日程第 15 議案第 39 号 平成 25 年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第 16 請願の審査報告
- 日程第 17 陳情の審査報告
- 日程第 18 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 19 閉会中における所管事務調査の申し出
- 追加日程第 1 同意第 1 号 監査委員の選任について
- 追加日程第 2 意見第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について

出席議員（16人）

1番	笠原 則孝 君	2番	石内 國雄 君
3番	原 幹雄 君	4番	柳沢 浩一 君
5番	齊藤 嘉和 君	6番	筑井 あけみ 君
7番	備前島 久仁子 君	8番	三友 美恵子 君
9番	町田 宗宏 君	10番	川端 宏和 君
11番	村田 安男 君	12番	高橋 茂樹 君
13番	宇津木 治宣 君	14番	石川 眞男 君
15番	島田 榮一 君	16番	浅見 武志 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	貫井 孝道 君	副町長	横堀 憲司 君
教育長	新井 道憲 君	総務課長	重田 正典 君
経営企画課長	金田 邦夫 君	税務課長	月田 昌秀 君
健康福祉課長	小林 訓 君	子ども育成課長	佐藤 千尋 君
住民課長	井野 成美 君	生活環境安全課長	高橋 雅之 君
経済産業課長	筑井 俊光 君	都市建設課長	高井 弘仁 君
上下水道課長	原 幸弘 君	会計管理者兼会計課長	松浦 好一 君
学校教育課長	大島 俊秀 君	生涯学習課長	川端 秀信 君

事務局職員出席者

議会事務局長	大嶋 則夫	局長補佐	石関 清貴
主 査	関根 聡子		

○開 議

午後 2 時開議

◇議長（浅見武志君） ただいまの出席議員は 16 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。



○日程の追加について

◇議長（浅見武志君） 本日は、追加日程として、あらかじめお手元に配付いたしました追加 2 議案が提出されました。

本日午前 11 時から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、2 議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。



○日程第 1 議案第 3 号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◇議長（浅見武志君） 日程第 1、議案第 3 号 玉村町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、文教福祉常任委員会に付託となっておりますので、文教福祉常任委員長の審査報告を求めます。

備前島久仁子文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇文教福祉常任委員長（備前島久仁子君） 当委員会に付託されました議案第 3 号の審査報告をいたします。

本案については、地方分権一括法の施行に伴い、地方公共団体が所管する事務について国が示す政令、省令に応じ、地方自治体がみずから条例を制定することとなったために、制定するものであります。

地域密着型サービスは、在宅型のサービスで、支援が必要な高齢者が住みなれた地域での生活を継続しながら、介護を受けるサービスとして平成 18 年 4 月に創設されました。原則として、市町村の住民のみが利用できるサービスで、市町村が指定、指導、監督の権限を持ち、新たに指定を行う場合

は、原則公募制を導入することとなっております。町内でこれに該当する施設は、小規模多機能型居宅介護施設やグループホームなど5カ所あります。

サービスの事業の人員、設備及び運営に関する施設基準等については、従来、厚生労働省で定めることになっていましたが、地方分権一括法の施行により、都道府県または市町村の条例で定めるべきこととなりました。

当委員会で、慎重に審査し、その後、表決を行い、全会一致で原案のとおり可決となりました。

◇議長（浅見武志君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



○日程第2 議案第4号 玉村町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

◇議長（浅見武志君） 日程第2、議案第4号 玉村町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、文教福祉常任委員会に付託となっておりますので、文教福祉常任委員長

の審査報告を求めます。

備前島久仁子文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇文教福祉常任委員長（備前島久仁子君） 当委員会に付託された議案第4号の審査報告をいたします。

本案については、地方分権一括法の施行に伴い、地方公共団体が所管する事務について、国が示す政令、省令に応じ、地方自治体がみずから条例を制定することとなったため、制定するものであります。

介護予防サービスについては、要介護状態にならないよう、心身の機能の維持を図るためのサービスであり、そのための基本方針、人員、設備等に関する基準が政令に基づいて定められております。議案第3号の予防にかかわる条例の制定であります。

本議案は、表決の結果、全会一致で原案のとおり可決となりました。

◇議長（浅見武志君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



○日程第3 議案第5号 玉村町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

◇議長（浅見武志君） 日程第3、議案第5号 玉村町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定に

ついてを議題といたします。

この議案につきましては、文教福祉常任委員会に付託となっておりますので、文教福祉常任委員長の審査報告を求めます。

備前島久仁子文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇文教福祉常任委員長（備前島久仁子君） 当委員会に付託されております議案第5号の審査報告をいたします。

本町では、平成20年度に新型インフルエンザ対策ガイドラインを策定し、インフルエンザの発生に備えてきました。この特別措置法は、新型感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的としております。

この法律では、体制整備として行動計画等の作成や海外で新型インフルエンザの発生時に、国、都道府県の対策本部を設置し、さらに国から新型インフルエンザ等緊急事態宣言が出された後に、市町村の対策本部を設置することを規定しているため、これを受けて本町では条例を制定することとなりました。

委員会で慎重に審査し、その後、表決を行い、全会一致で原案のとおり可決されました。

◇議長（浅見武志君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

◇

○日程第4 議案第6号 玉村町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について

◇議長（浅見武志君） 日程第4、議案第6号 玉村町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、経済建設常任委員会に付託となっておりますので、経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

川端宏和経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 川端宏和君登壇〕

◇経済建設常任委員長（川端宏和君） 経済建設常任委員会議案審査報告をいたします。

議案第6号 玉村町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定についての審査報告をいたします。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第1次一括法）により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正されたことに伴い、特定公園施設の移動等円滑化基準が条例に委任され、各自治体において条例制定の必要が生じたため、玉村町においても新たに条例を制定するものでございます。

内容につきましては、車椅子利用者や、利用していなくても移動が困難な高齢者、障害者等が安全に公園を利用できるように、入り口や階段、傾斜がある箇所などの設置基準を定めています。法では、条例は政令で定める基準を参酌して定めるものとなっており、玉村町については群馬県と同様の基準を設けております。

議決の結果、原案可決。

議決の理由におきましては、内容は妥当なものと認めるものでございます。

以上。

◇議長（浅見武志君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



○日程第5 議案第7号 玉村町道路構造条例の制定について

◇議長（浅見武志君） 日程第5、議案第7号 玉村町道路構造条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、経済建設常任委員会に付託となっておりますので、経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

川端宏和経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 川端宏和君登壇〕

◇経済建設常任委員長（川端宏和君） 議案第7号 玉村町道路構造条例の制定についての審査報告をいたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、道路法が一部改正されたことに伴い、当町が管理する町道を新設、また改築する場合における道路の構造の技術的基準を定める必要が生じたため、本条例を制定するものでございます。

内容につきましては、車線の数、分離帯、停車帯、自転車道、自転車歩行者道、歩道の設置などについて細かく基準を設けたものでございます。今までは、道路構造令によって整備を行っていましたが、今後は町の条例によって整備することとなりました。

議決の結果、原案可決。

議決の理由、内容は妥当なものと認めるものでございます。

以上。

◇議長（浅見武志君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



○日程第6 議案第8号 玉村町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定について

◇議長（浅見武志君） 日程第6、議案第8号 玉村町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、経済建設常任委員会に付託となっておりますので、経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

川端宏和経済建設常任委員長。

[経済建設常任委員長 川端宏和君登壇]

◇経済建設常任委員長（川端宏和君） 議案第8号 玉村町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の制定についての審査報告をいたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が一部改正されたことに伴い、当町が管理する町道において、高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な構造の基準を定める必要が生じたため、本条例を制定するものでございます。

道路管理者は、今後、特定道路の新設または改築を行う際には、本条例で定める基準に適合させなければならないこととなります。

議決の結果、原案可決。

議決の理由、内容は妥当なものと認めるものでございます。

以上。

◇議長（浅見武志君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



○日程第7 議案第9号 玉村町道路標識条例の制定について

◇議長（浅見武志君） 日程第7、議案第9号 玉村町道路標識条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、経済建設常任委員会に付託となっておりますので、経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

川端宏和経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 川端宏和君登壇〕

◇経済建設常任委員長（川端宏和君） 議案第9号 玉村町道路標識条例の制定についての審査報告をいたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律により、道路法が一部改正され、市町村道に係る道路標識について、今後は道路管理者である玉村町が基準を設ける必要が生じたため、本条例を制定するものでございます。

内容については、玉村町が管理する町道に設ける案内標識等の寸法を制定するもので、群馬県の条例を参酌して定めております。

議決の結果、原案可決。

議決の理由、内容は妥当なものとするものと認めるものでございます。

以上。

◇議長（浅見武志君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

◇

○日程第8 議案第10号 玉村町町営住宅等整備基準条例の制定について

◇議長（浅見武志君） 日程第8、議案第10号 玉村町町営住宅等整備基準条例の制定についてを議題といたします。

この議案につきましては、経済建設常任委員会に付託となっておりますので、経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

川端宏和経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 川端宏和君登壇〕

◇経済建設常任委員長（川端宏和君） 議案第10号 玉村町町営住宅等整備基準条例の制定についての審査報告をいたします。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、公営住宅法施行規則が一部改正されたことに伴い、今後、整備する町営住宅、公営住宅については、事業主である町が整備基準を定める必要が生じたため、本条例を制定するものでございます。

条例の趣旨については、今まで公営住宅法施行規則で定めていた基準が、条例にそのまま移行されており、公営住宅の設備や広さなどを定義しています。ただし、町独自の基準はありません。群馬県も同様の条例を制定しており、玉村町の条例も群馬県と同一の基準となっております。今後、建設する公営住宅は、この基準を適用し、建設されていくことになります。

議決の結果、原案可決。

議決の理由、内容は妥当なものとするものと認めるものと認めます。

以上。

◇議長（浅見武志君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



- 日程第 9 議案第 33 号 平成 25 年度玉村町一般会計予算
- 日程第 10 議案第 34 号 平成 25 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 11 議案第 35 号 平成 25 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 12 議案第 36 号 平成 25 年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 13 議案第 37 号 平成 25 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第 14 議案第 38 号 平成 25 年度玉村町下水道事業特別会計予算
- 日程第 15 議案第 39 号 平成 25 年度玉村町水道事業会計予算

◇議長（浅見武志君） 次に、予算特別委員会に付託となっておりました日程第9、議案第33号 平成25年度玉村町一般会計予算から日程第15、議案第39号 平成25年度玉村町水道事業会計予算の7議案を一括議題といたします。

これより予算特別委員長の審査報告を求めます。

備前島久仁子予算特別委員長。

〔予算特別委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇予算特別委員長（備前島久仁子君） 委員会報告をいたします。

本委員会に付託されていた事件は、審査の結果、下記のとおり決定しましたので、会議規則第77条の規定によりまして報告をいたします。

議案第33号 平成25年度玉村町一般会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第34号 平成25年度玉村町国民健康保険特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第35号 平成25年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第36号 平成25年度玉村町介護保険特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第37号 平成25年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第38号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

議案第39号 平成25年度玉村町水道事業会計予算、原案可決、内容は妥当なものと認める。

以上、報告をいたします。

◇議長（浅見武志君） 以上で予算特別委員長の審査報告を終了いたします。

これより予算特別委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

最初に、日程第9、議案第33号 平成25年度玉村町一般会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第10、議案第34号 平成25年度玉村町国民健康保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第11、議案第35号 平成25年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第12、議案第36号 平成25年度玉村町介護保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第13、議案第37号 平成25年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第14、議案第38号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第15、議案第39号 平成25年度玉村町水道事業会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で予算特別委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより議案第33号 平成25年度玉村町一般会計予算に対する討論を求めます。

最初に、反対の方の討論を求めます。

9番町田宗宏議員。

[9番 町田宗宏君登壇]

◇9番(町田宗宏君) 平成25年度玉村町一般会計予算案に対する反対討論を行います。

本案には、次の諸点について問題がありますので、反対であります。

1点目、地方交付税についてであります。地方公務員、要するに役場の職員の給与を国家公務員並みに引き下げることとを考慮して、地方交付税を前年度より2%減額して予算計上しておりますが、アベノミクスによって景気は順調に回復しつつあり、春闘においても定期昇給は維持され、ボーナスはアップしている状況を考えますと、国家公務員の給与を地方公務員並みに引き上げるべきであると思います。よって、地方交付税は前年度同額程度以上にすべきだと、このように考えております。

2点目、弁護士委託料の問題です。町税滞納者との和解問題に関する裁判の控訴のための弁護士委託料を計上しておりますが、私は控訴そのものに反対でありますので、本弁護士委託料には反対であります。

3点目、たまむら道の駅(仮称)についてであります。高崎市は、高崎・玉村スマートインター(仮称)の西側に大型の物産館やバスターミナルを建設するとともに、その西側に60ヘクタールにわたって海産物流通センター、これは築地の海産市場よりもっと大きいと、日本一だと、こういう話を聞いておりますが、その海産物流通センターを含む工業団地を建設する計画があることから、そのすぐ東側に小さなたまむら道の駅をつくっても、見向きもされないのではないかと、このような懸念を持っております。どうしても玉村町の産物や、玉村町をPRしたいのであれば、高崎市が建設しようとしている物産館を高崎玉村物産館として、その中に玉村コーナーを設ければよいのではないかと思います。そのほうがリスクは少ないし、玉村町のPRにもなると思います。よって、たまむら道の駅の建設に関する経費が計上されている本予算案には反対であります。

4点目、無人ヘリコプター、病虫害防除事業、いわゆる農薬の空中散布の問題であります。今月の14日の朝、町長は、昨年9月の定例会における備前島議員の一般質問に対する答弁で、農薬の空中散布について、「青山先生からも、この農薬であれば人体にそれほど影響はないし、最近では玉村町から化学物質過敏症、あるいは空中散布後の患者もほとんどありませんという話は聞いております」などと答弁をしておりますが、青山美子氏がそのようなことを言ったことはありません。貫井孝道町長の答弁は全くの作り話であり、玉村町の患者は増加しています。このことを貫井町長は認めたわけでありますから、農薬の空中散布は平成25年度の事業から削除すべきであると思います。農薬の空中散布は、人体に害があり、玉村町の患者が増加していることを承知で農薬の空中散布を強行するような町長、日ごろ、安心、安全なまちづくりを標榜している町長としては、町長の資格がないと、このように思います。

最後に申し上げたいと思います。総務課長の重田さんと学校教育課長の大島さんが出席しているこの議会において、私がこの壇上に上って話をさせていただくのはこれが最後だと思います。お二人は四十数年間にわたって玉村町の職員として勤務され、この間に残された物心両面にわたる数々のご功績は、末永く町民に、あるいは後輩に引き継がれ、さん然と輝き続けるものと思います。お二人には、どうかこのことを胸に秘めながら、奥様ともども健康に恵まれ、幸せな人生を送られますよう祈っております。長い間お疲れさまでした。ありがとうございました。

以上で終わります。

◇議長（浅見武志君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。

異議がありますので、起立により表決を行います。

委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◇議長（浅見武志君） 起立多数であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第34号 平成25年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第35号 平成25年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第36号 平成25年度玉村町介護保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第37号 平成25年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第38号 平成25年度玉村町下水道事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第39号 平成25年度玉村町水道事業会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



○日程第16 請願の審査報告

◇議長（浅見武志君） 日程第16、請願の審査報告を議題といたします。

請願受理番号1、年金2.5%削減の中止を求める意見書の請願について議題といたします。

本請願につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

柳沢浩一総務常任委員長。

〔総務常任委員長 柳沢浩一君登壇〕

◇総務常任委員長（柳沢浩一君） それでは、総務常任委員会請願審査報告をいたします。

請願受理番号1、年金2.5%削減の中止を求める意見書の請願についての審査報告であります。

請願の趣旨であります、国会は2012年11月16日に2.5%年金削減法案を含む国民生活

に直結する重要法案を成立させました。現在の深刻な不況と生活苦の中で、年金の削減を強行すれば、消費税の増税とも重なって、高齢者はもとより、地域住民の生活は圧迫され、孤独死など悲惨な結果を招くことが危惧されます。

また、年金収入の削減は、地域経済に大きな影響を及ぼすとともに、不況を一層深刻にし、国の経済にも負の影響を与えることとなります。さらに、年金2.5%の削減は、将来にわたり年金削減の流れに道を開くものになり、若者を中心とする年金離れを増大させ、年金制度そのものへの信頼をさらに低下させることにつながります。

このような事態を踏まえ、地域経済を守るためにも内閣総理大臣に対し、年金2.5%削減の中止を求める意見書の提出を玉村町議会に求めるものであります。

以上が請願の趣旨でございます。

全委員に意見を求めた結果、年金制度を維持するためには、物価の変動による年金額の改定2.5%年金削減は避けられないことではないかとの意見が多数を占め、採決の結果、不採択3名、採択すべきという方1名となりました。よって、本請願は不採択と決定しました。

なお、審査の経過については、以下を参照していただければというふうをお願いをして、総務常任委員会請願審査報告を終わりたいと思います。ありがとうございました。

◇議長（浅見武志君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本請願に対する討論を求めます。

最初に、反対の方の討論を求めます。

13番宇津木治宣議員。

〔13番 宇津木治宣君登壇〕

◇13番（宇津木治宣君） 請願受理番号1、年金2.5%削減の中止を求める意見書の請願についての報告について、ただいま不採択という報告がありました。紹介議員の立場から反対の討論をさせていただきます。

国会は、2012年11月16日に2.5%年金削減法案を含む国民生活に直結する重要法案を成立させました。2.5%が物価スライドの中で削減をしないで猶予する法律を解除したと。ということは、物価に合わせた2.5%の削減が行われるということでもあります。まして、今、政府は、デフレ克服ということで2%以上の物価を上昇させると、こういう真ただ中にあるわけです。今、年金

生活者の実情を考えると、ここまで来たのだから解除しなくもいいのではないのかなという率直な意見ではないかと思えます。私もそういう意見で、本請願は採択をし、国に意見書を上げるべきではないかということで討論をいたします。

◇議長（浅見武志君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本請願に対する委員長の審査報告は不採択とするものです。

異議がありますので、起立により表決を行います。

委員長の報告のとおり不採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◇議長（浅見武志君） 起立多数であります。

よって、委員長の報告のとおり不採択とすることに決しました。



○日程第17 陳情の審査報告

◇議長（浅見武志君） 日程第17、陳情の審査報告を議題といたします。

陳情受理番号1、現存する原子力発電の停止・廃炉を求める陳情について議題といたします。

本陳情につきましては、経済建設常任委員会に付託となっておりますので、経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

川端宏和経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 川端宏和君登壇〕

◇経済建設常任委員長（川端宏和君） 経済建設常任委員長の川端宏和でございます。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定しましたので、会議規則第95条の規定により報告いたします。

この陳情は、現存する原子力発電の停止・廃炉について国への積極的な働きかけを行うよう、玉村町議会に求めるものでございます。陳情者である玉村と共に生きる会は、平成23年11月から平成24年12月まで東日本大震災で起きた原子力発電所事故について、多角的に学習しております。原子力発電は、不完全な技術であり、現段階では放射能の制御は不可能であること、さらに日本は地震列島であることを深慮し、原子力発電の新たな建設だけでなく、現存する原子力発電の停止・廃炉を

強く求めております。

全委員に意見を求めた結果、陳情の趣旨はわかるものの、玉村町議会に対し、どのような対応を具体的に求めているのか不明確なこと、また長期的な視点で停止・廃炉としていくのならば理解できるものの、即時の対応は経済などの影響を考えたときに難しいことなどの意見が出され、採決の結果、趣旨採択3名、不採択1名となりました。よって、本陳情は趣旨採択と決定いたしました。

なお、審査経過はお手元に配付したとおりでございますので、よろしく願いいたします。
以上。

◇議長（浅見武志君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

以上で、経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。
これより本陳情に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本陳情に対する委員長の審査報告は趣旨採択とするものです。委員長の報告のとおり趣旨採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり趣旨採択とすることに決定いたしました。



○日程第18 開会中における所管事務調査報告

◇議長（浅見武志君） 日程第18、各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。



○日程第19 閉会中における所管事務調査の申し出

◇議長（浅見武志君） 日程第19、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から、玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

各委員長から申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。



○追加日程第1 同意第1号 監査委員の選任について

○追加日程第2 意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

◇議長（浅見武志君） 追加日程第1、同意第1号 監査委員の選任についてと追加日程第2、意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての2議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第1、同意第1号と追加日程第2、意見第1号の2議案を一括議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 同意第1号 監査委員の選任につき同意を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

現在の監査委員である川野徹様から、本年3月末日をもって辞任したいとの辞表が提出され、やむなく辞職を承認いたしました。

川野様には、約8年もの長きにわたり大変ご尽力をいただき、この場をおかりしまして厚く御礼申し上げます。

このため本案は、川野様の後任に玉村町大字下之宮554番地2にお住まいの高田充廣様を選任いたしたく、ご提案をさせていただくものでございます。

高田様は、昭和40年に商工組合中央金庫に入庫され、平成14年に定年退職されるまでの長年の勤務により、財務管理、経営管理について、極めて豊富な知識、経験と高い識見を有しておられます。また、平成17年、18年度には下之宮区長として町政にご尽力されており、監査委員としてまさに適任であると考えております。

よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

なお、任期は平成25年4月1日から平成29年3月31日までの4年間でございます。

意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について提案説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦については、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて候補者を推薦することとなっております。

現在、人権擁護委員は5名で活動していますが、今後、各学校において人権教育の充実を図ることを目標に1名増員をすることとなりました。このことに伴い、本定例会において川井恵美子氏を推薦するものでございます。

川井恵美子氏におかれましては、平成21年から平成24年まで教育委員を歴任され、人格、識見高く、地域の信望も厚く適任と認められますので、ご承認をいただきますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

以上です。

◇議長（浅見武志君） 提案説明を終了いたします。

追加日程第1、同意第1号 監査委員の選任について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◇議長（浅見武志君） 暫時休憩します。

午後2時55分休憩

午後2時56分再開

◇議長（浅見武志君） 再開いたします。

◇議長（浅見武志君） ただいま監査委員の選任に同意されました高田充廣さんがお見えになっておりますので、ご挨拶をいただきます。

〔監査委員 高田充廣君登壇〕

◇監査委員（高田充廣君） 議会の皆様方に温かいご賛同をいただき、監査委員に就任させていただくことになりました玉村町下之宮の高田充廣と申します。

ご同意いただきましたことに対しまして、心より感謝申し上げますとともに、その責任の重大さを痛感しているところでございます。身の引き締まる思いでございます。

それから、金融機関での経験を生かしまして、皆様方のご期待に少しでも応えられますよう、微力ではございますが、最善の努力を傾注してまいる所存でございます。今後とも皆様方の格段のご教示、ご指導を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

言葉整いませんが、お礼の挨拶とさせていただきます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

〔拍手〕

◇議長（浅見武志君） 高田さんには、監査委員として玉村町行政の監査のために大いに活躍されますことをご祈念申し上げます。

本日は大変ご苦労さまでした。

◇議長（浅見武志君） 暫時休憩します。

午後2時57分休憩

午後2時57分再開

◇議長（浅見武志君） 再開します。

◇議長（浅見武志君） 次に、追加日程第2、意見第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する意見を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） 意見なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を同意するとの意見とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は同意するとの意見とすることに決しました。



○字句等整理委任について

◇議長（浅見武志君） お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（浅見武志君） ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。



○町長挨拶

◇議長（浅見武志君） この際、町長から発言を求められておりますので、これを許します。
町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 平成25年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

初めに、去る3月11日で東日本大震災から2年が経過いたしました。死者、行方不明者が1万9,000人を超え、今なお多くの方々が避難生活を余儀なくされるなど、被災地の生活や経済活動を初め各方面に甚大で深刻な影響を及ぼしております。ここに改めて犠牲者になられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。

さて、本定例会は、3月5日に開会されまして、本日までの15日間、議員の皆様方には、平成25年度一般会計当初予算を初め追加議案を含む41議案につきまして、慎重に審議をいただき、全て原案のとおりご議決を賜り、まことにありがとうございました。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

施政方針の中で述べましたとおり、私は「第5次玉村町総合計画」及び「都市計画マスタープラン」を着実に推進するとともに、平成25年度を「子供たちに夢があり、私たち大人にも夢がある町」と位置づけ、町民の皆様が県央に位置しているこの玉村町の未来の発展に夢が持てるよう、そしてその夢が少しでも現実に近づくよう全力で取り組む決意であります。

また、本定例会におきまして、11人の議員各位から一般質問があったわけでございますが、今議

会で賜りましたご意見、ご提言につきましても十分尊重させていただき、さらなる町政の発展を目指し、努力してまいりたいと存じますので、あわせてよろしく願い申し上げます。

なお、横堀副町長は、3月31日をもって任期満了となりますが、過日、今期をもって後進に道を譲りたいとの申し出を受けました。立派な決断であると評価し、残念ではございますが、お受けすることといたしました。

顧みますと、2期8年もの間、私の補佐役として十二分に全うしていただき、町政の発展に貢献していただきました。この場をおかりしまして、改めて心から御礼を申し上げる次第でございます。

横堀副町長におかれましては、勇退後も健康に十分留意されまして、これまでの経験を生かし、今後とも町政各般にわたりご指導、ご協力いただきますよう心よりお願い申し上げます。

また、同じく3月31日をもって重田総務課長、大島学校教育課長が退職をされることとなりました。重田課長、大島課長におかれましても、町民福祉の向上のため懸命に努力され、職員の模範となって、町政発展のために大変ご尽力をいただきました方々であります。長年にわたるご功績、ご努力に対しまして、深く感謝申し上げます。

重田課長、大島課長におかれましても、今後とも本町発展のため、折に触れてご指導、ご協力をいただきますよう心からお願い申し上げます。これからもなお一層のご多幸、またご健勝でありますよう心からお祈り申しまして、意を尽くせませんが、はなむけの言葉といたします。

最後になりましたが、これから年度末、そして年度初めという多忙の時期を迎えるわけでございますが、議員の皆様方には、健康には十分ご留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

どうもありがとうございました。



○副町長挨拶

◇議長（浅見武志君） この際、副町長から発言を求められておりますので、これを許します。

副町長。

〔副町長 横堀憲司君登壇〕

◇副町長（横堀憲司君） 皆さん、私は8年間でしたが、振り返ってみますとあっという間の8年だったなと自分では思っております。その間、議員の皆さんには大変いろんな場面でご指導いただいたり、支えていただいたりしながら、何とかこの8年間を務めてきたかなというふうに思っております。

私が役場に来たときは、まだまだ平成の大合併の嵐が吹きすさぶというような状況でございました。大変議員の皆さんもそうでしょうし、職員もそうでしょうし、町民の皆さんもそうでしょうし、いろいろ考えるところ、思うところが、何というのですか、あっち向いてまとまっていなかった、いろんな方向で、当然いろんなことを考えていらっしゃったと、そんなようなときだったと思います。大変ある意味混乱をした状況であったかなというふうに思います。

そのときの貫井町長は、言ってみれば暗闇のしけの海に小さな船でこぎ出すような、そんな状況ではなかったのかなというふうに思っています。町長は、船の一番上の甲板でかじを握る人です。私は何をしたらいいのかなというふうに思いまして考えていたのですけれども、船底の機関室に入って、エンジンが焼き切れないように地道に整備をして、船がかじを切るままに進んでいけばいいのかなと、そんなつもりで臨んでまいりました。

折しも行財政改革等、経済状況にもよったのですけれども、大変時代が変わり、組織も変わりということで行財政改革が求められて、それも行ってまいりました。これには大変職員の皆さんにもご迷惑をかけた。大丈夫かなというふうに私も常々心配したのですけれども、どっこい、玉村町の職員は大変やっぱり根性があるというか、ご協力をいただいて、無事それもうまく乗り切って、今は太平洋に出たわけですけれども、なぎの状態、大変今は順風満帆にこれから進んでいくのではないかなというふうに思っています。

玉村町の財政状況につきましては、議員もご案内のとおり、全国、群馬県においても自信を持てるいい状況にあると思えますけれども、まだまだ経済状況が先が読めません。アベノミクスの2本の矢は放たれて、アメリカであるとか、ヨーロッパであるとかそういったところの追い風にも乗って、今、日本の株だとか円だとか大変順調に来ておりますけれども、本当にきくのは3本目の矢だと思うのですが、まだこれは具体的なことが示されていません。ですから、まだ若干不安はあるわけですけれども、ここ何年かは日本の経済も、これまた順風満帆に行くのかなというような期待もしているところであります、ますます我が町も発展をしていく、そういう風に乗っているのかなというふうに思っています、私は大したことはできませんでしたがけれども、ぜひ今後、皆様方が力を合わせながら、考えを一つにしていい方向に持っていただければ、玉村町の未来はさんさんと明るいただろうというふうに確信をしておるところであります。

本当に8年間短い間でしたけれども、お世話になりました。ありがとうございます。ぜひ皆様方のご活躍、町の発展をご祈念申し上げまして、役場を去るに当たっての挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございます。

〔拍 手〕



○退職課長挨拶

◇議長（浅見武志君） 次に、今定例会を最後に職場を去られます総務課長、学校教育課長より発言を求められておりますので、これを許します。

重田正典総務課長。

〔総務課長 重田正典君登壇〕

◇総務課長（重田正典君） 総務課長の重田ですということも、これが最後かなと思います。浅見議長のお許しをいただきまして、お礼のご挨拶をさせていただきます。

今議会中、議員の皆さんから多くの慰労の言葉をいただきました。また、ただいま町長からも慰労の言葉をいただきました。大変ありがとうございます。

私は、昭和46年に入職、42年間勤めさせていただいたわけでございます。昭和46年の玉村町と申しますと、世帯数で2,837戸、人口は1万3,189人でまだまだ農業が主体の町でありました。その後、社会的にも経済的にも変化、発展し、現在の玉村町になったわけでございます。

その間、いろいろな業務も経験させていただきました。角淵河川敷の県営玉村ゴルフ場の開発、衰退する地元商店街対策としてのショッピングセンターテスコの建設、町産業の活性化を図るために始めた産業祭、玉村町をPRするための花火大会の開催、将来の高齢化を見据えた特別養護老人ホームの建設等々でございます。

その中で、花火大会について大変私は思い出があります。この花火大会、一番最初の実施主体は商工会青年部でございました。当初はふるさとまつりの前夜祭として行われておりました。始めるきっかけとなったのは、将来、玉村町を離れる子供たちがお祭りとお花火大会をふるさとの玉村町の思い出として心に刻み、玉村町のことをいつまでも忘れないようにとの思いからと記憶しております。

この花火大会を進めるに当たり大きな問題が2つありました。それは打ち上げ費用の捻出と、打ち上げるための許可でありました。費用の捻出につきましては、商工会青年部の方が孤軍奮闘していただき、昼夜、企業、店舗を一軒一軒回って、努力の結果、目標額が確保できましたが、打ち上げ許可については、当時、警察、消防も警備問題でなかなかご理解をいただけないというのが現状でございました。その対応として困ってしまっていたわけですが、そのときの商工会、町役場等も人員を確保するすべはなく、当時の根岸章治消防団長に警備で困っていると相談したところ、町が決め、町長が決断して実施するのだったら消防団は全面協力すると、こういう力強い言葉をいただきました。しかも、消防署等の働きかけもあり、警察、消防も問題視していた警備についてのハードルもクリアでき、多くの方々の協力により第1回のお花火大会が開催され、以後、夏の風物詩として定着し、現在、「田園夢花火」として玉村町の大切な行事になり、継続実施されております。

私は、このようなことが、現在盛んに叫ばれている「協働のまちづくり」、玉村町での始まりではないかと思えます。町をどのように住みやすく、愛着の持てる町にするか、行政、企業、団体、住民の方が、それぞれの立場で考え、持てる1つの目標に向かって協働することが24年前に行われていたわけでございます。そのことを私は大変誇りに思っております。

最後になりますが、私は自分の生まれ育った玉村町でまちづくりの一端に携わらせていただきましたが、無事退職を迎えることができます。これもひとえに町長初め議員の皆さん、職場の先輩、同僚の皆様のご指導、ご厚情のたまものと感謝申し上げますとともに、これからの玉村町の限らない発展と、町長初め職員、議員の皆様のみますますのご活躍をお祈り申し上げ、言葉整いませんが、お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍　　手〕

◇議長（浅見武志君） 大島俊秀学校教育課長。

〔学校教育課長 大島俊秀君登壇〕

◇学校教育課長（大島俊秀君） ただいま議長から、退職に当たり最後の議会ということで発言の機会を得ました。一言ご挨拶を申し上げます。

私も昭和46年4月に入職し、この3月末で8課42年という勤務を終えるところであります。私が今思い浮かぶことにつきましては、最初に税務課に勤務させていただき、その当時、まだ計算の主流がそろばんでございました。私もそろばんは余り得意ではないもので、大変だったことを覚えております。

その後、幾つか異動しまして、農政課では毎年5月の連休明けに会計検査が入っておりまして、連休なしの対応をしていたことが思い出されます。

それから、国保年金課のときには、旧佐波郡で連携いたしましたして、猿ヶ京にありました湖山荘あるいは旧赤城村ですか、社会保険事務所の施設ヘルシーパルですか、そちらのほうと保養契約を結びまして、保養事業をスタートさせたような記憶もあります。

それから、一番思い出深いのが、国保の平準化ということで、前の課長と私で計画、立案しまして、そうしましたら1億円からの繰越金が残りましたので、議会等のご指摘もありまして前に戻すということになってしまいました。そのときなのですけれども、立案した課長と私が異動になってしまいました。大変その後の課長さん等にはご苦労かけた思い出が残っております。

また、社会教育課に移りまして、そちらのほうでは民謡祭やら音楽フェスティバル、それから社会教育委員さんが提案されましたサケの放流事業もこの時期に始まったかなと思います。

その後、平成16年のときに住民課のほうに課長として就任させていただきまして、課の統廃合やら、18年だったと思いますけれども、戸籍の電子化の準備をさせていただいて、次の年から任用されたような、稼働という形になったかと思います。その後、議会のほうに異動になりまして、議員の皆様とは2年間携わらせていただきまして、その後、現在の学校教育課で終わるわけですけれども、この間、多くの市町村の方々、あるいは各団体の方々、それから町民の皆さん等の大勢の方々に接する機会がありました。そのことで貴重な体験あるいはいろいろなことを学ばせていただきまして、現在に至っております。これも議員の皆様方、あるいは諸先輩方や同僚、あるいは後輩の支えがあったからこそだと思っております。大変感謝申し上げます。改めて御礼申し上げます。

最後になりますけれども、議員並びに執行の皆様方には、健康に留意し、玉村町発展のためにますますご活躍されますことをご祈念申し上げまして、言葉整いませんけれども、挨拶とさせていただきます。大変長い間ありがとうございました。

〔拍手〕

◇

○議長挨拶

◇議長（浅見武志君） 平成25年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

本定例会は3月5日に開会し、本日まで新規条例の制定や平成25年度の一般会計予算、特別会計予算などの新年度に向けて諸案件の審議が行われ、また11名の議員からの一般質問や予算特別委員会での慎重なる審議をしていただきました。これもひとえに議員各位はもとより、町長を初めとする町執行部、幹部職員のご協力によるものとお礼申し上げます。

さて、町長、執行部におかれましては、審議の際に出された意見や要望を町民の声として十分に尊重され、今後の行政に活かされますことを強く要望するものです。我々議員は、住民代表としての職の重さを十分認識し、町民の負託に応えるよう努力してまいりたいと考えております。

先ほど、今月をもって退任、退職されます副町長、2課長よりご挨拶がありました。長きにわたり、玉村町役場の模範職員として、また幹部職員としてそれぞれの職務を遂行し、多くの分野で実績を残され、また次世代の玉村町役場を支える若き部下の育成に当たられました。長い間ご苦労さまでした。今後は、第二の人生を歩まれるわけですが、これまでの町政に携わった豊かな経験を生かし、地域住民のリーダーとして、また玉村町発展のため、種々ご提言されますようお願いを申し上げます。



○閉 会

◇議長（浅見武志君） 以上で平成25年玉村町議会第1回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時20分閉会